

歯科技工料問題に対する保団連の要求（案）

2019年6月
全国保険医団体連合会

歯冠修復・欠損補綴治療に不可欠の歯科技工物を製作する歯科技工士の実態は非常に厳しいものとなっている。多くの歯科技工士が低収入・長時間労働の下で、歯科保険医療の支え手としての意義ややりがいを感じられず、歯科技工現場を離れることが常態化している。歯科技工士養成校の閉校も相次ぎ、技術の継承が困難となるばかりか、歯科技工の担い手がいなくなることが危惧される。これは歯科保険医療の将来にとってきわめて深刻な事態であり、国民の健康の維持・向上にも重大な影響を及ぼしかねない。良質な歯科技工を将来にわたって安定的に維持するため、歯科技工士の実態改善が急務となっている。

歯科技工の未来を守り、一層安全で良質な歯科医療を国民に提供していくために、歯科医療を支える一員として歯科技工士がその高い技術と専門性にふさわしい社会的評価と待遇を得られるようにしなければならない。

国民医療の向上を目指す医師・歯科医師の団体として、歯科技工士の処遇改善のため以下の手立てをとるよう行政に求める。

1. 歯科医療機関と歯科技工所の経営がともに成り立つよう、歯科診療報酬を抜本的に引き上げるとともに、患者窓口負担を軽減すること

①委託技工取引の適正化を可能とするため、歯科診療報酬の引き上げを行うこと

問題の根本には、歯科医療費抑制政策の下で、保険診療では歯科医院経営が成り立たないほどの低歯科診療報酬がある。低い基本診療料や歯科医師の技術料のために「7:3」での委託技工料を支払うに支払えない実態が歯科技工料問題のそもそもの原因である。医療経済実態調査では歯科医院の収支差額は年々減少している。保団連が2018年改定を受けて実施した歯科会員アンケートでも、多くの歯科医院が経営対策として経費節減の努力に迫られている切実な実態が明らかになっている。日本歯科医学会による「歯科診療行為のタイムスタディー調査」や歯保連による試算などでも歯科診療報酬が実態との乖離が示されている。

歯科技工士の現状も低歯科診療報酬のしわ寄せの一端であり、この実態を解決することなしには、歯科技工問題を根本的に解決することはできない。歯科医療機関と歯科技工所の経営がともに成り立つよう、まずは歯科医療費の総枠を拡大し、形成、印象採得、咬合採得、試適、装着等の歯科医師の技術料をはじめ、歯科診療報酬を抜本的に引き上げることが必要である。

また、委託技工取引が確実に適正化されるよう、歯科医師の技術料の引き上げとともに、次の考え方による措置を実施すべきである。

- i. 当面の考え方として、委託技工料金の適正水準としては厚労省が示している「7:3」を基準とする。

- ii. 現在の取引における「製作管理料」を3割として保険点数を引き上げる。
- iii. この引き上げについては委託技工料金適性化のための措置であることを明確にし、引き上げ分が委託技工取引に適切に反映されるよう必要な措置をあわせて講じる。

保団連の試算では、この措置に要する財源規模は1300億円程であり、これは国民医療費(2017年度)に基づけば歯科医療費のシェアを0.3%引き上げるだけで対応可能である。歯科技工士の窮状の当面の改善を図り、将来の補綴治療を守るための支出として、確実に財源を確保し必要な施策を実施するよう求める。

②必要な歯科治療をすべての国民が受けられるよう、患者窓口負担を軽減すること

厚労省の「平成28年歯科疾患実態調査」によれば、平成23年の調査と比べて補綴治療の完了者が約10ポイント減少し、中断者は大幅に増加している。多くの患者が補綴治療において受診を手控えている大きな要因には高すぎる患者負担がある。診療報酬の引き上げにあたっては、必要な歯科医療がすべての国民に行きわたるよう患者窓口負担の軽減が不可欠である。

2. 歯科技工物の保険点数決定プロセスを改善すること

①現在非公開である「歯科技工料調査」の結果を公表すること

そもそも保険点数の決定にあたり実施される「歯科技工料調査」が非公開とされ、点数決定の根拠がまったく不透明である。ただちに調査結果を公表し、現在の保険点数の根拠を明らかにするよう求める。

②実勢価格に基づく現在の保険点数決定プロセスを改め、製作技工に要するコストを積み上げた積算による決定プロセスとすること。また、積算に当たっては、タイムスタディ等を実施し歯科技工士の技術と労働が適正に評価されるようにすること

保険の歯科技工物製作については、収入確保のために数をこなさざるを得ず、契約を得るために限界を超えて単価を引き下げている実態が指摘されている。「ダンピング」という指摘も業界内に強くあり、過当な競争的環境の中での実勢価格を参照して保険点数を決定すれば、歯科技工所の経営が成り立つ点数にならないことは当然である。

保険点数の決定は、歯科技工物の製作にかかるコストを積算して行うべきである。歯科技工物の製作にかかるコストを、労働時間等も含めて調査・把握し、原価計算に基づく保険点数の決定プロセスに改めるよう求める。

3. 適正な委託技工取引を実現するための実効的な制度を確立すること

①喫緊の課題として、「7:3」告示に準じた歯科技工料を歯科技工士が得られる仕組みを作ること

1988年にいわゆる「7:3」告示が示されたが、直後に実際の委託技工取引への拘束力はないとされた。「7:3」という割合を示しつつ、委託技工取引を自由な市場取引として、低歯科診療報酬を背景として、保険技工における委託技工料は歯科技工所の採算を度外視した異常な低水準とな

っている。歯科技工士の実態を早急に改善するため、歯科診療報酬の引き上げとともに、まずは「7:3」に準じた委託技工料を保障するための取引ルールを作ることが必要である。

厚労省は平成 29 年度・30 年度の厚生労働科学研究として「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」を進めており、その中では「歯科技工所と歯科診療所等との委託契約の方法及び内容や、歯科技工所内の雇用契約の内容の検証」するとしているが、科学研究における「検証」にとどまらず、厚労省として責任をもってルールを作り、徹底を図ることを求める。

②「7:3」に準じた「製作技術料」が委託技工料として支払われる、実効性ある制度的保障を確立すること

取引ルールの確立においては、実効性の担保が肝要である。そのため、いわゆる「『7:3』大臣告示」にかかわって示された昭和 63 年 6 月の疑義解釈における「個々の当事者を拘束するものではない」とする厚労省の見解を撤回し、適正な診療報酬配分が委託技工取引において実現されるよう実効性のある制度的保障を確立することが必要である。

現在歯科診療報酬において一体的に示されている歯冠修復及び欠損補綴料について、「製作技術料」と「製作管理料」を区別して示すとともに、低く据え置かれた基本診療料や基礎的技術料の大幅な引き上げを前提に、「製作技術料」を下回る金額での委託技工取引を是正する制度の確立を求める。

なお、この要求は「7:3」の固定化を求めるものではなく、当面の基準として現に示されている「7:3」に準じた委託技工取引の実現を求めるものである。新規技術等の開発や普及等、歯科医療と歯科技工を取り巻く現状の変化を踏まえて、より安全で質の高い歯冠修復・欠損補綴治療を患者に提供するために必要な保険点数とその適正な配分は原価計算をもとに常に検証されなければならない。

また、歯科技工士からは、歯科技工所が直接に保険請求する「直接請求」を求める声も多い。「直接請求」についても、専門性を高めながら分業化を進める歯科技工士について、現在のように歯科診療報酬の中で一体的に評価することが適切であるかを、将来の歯科保険医療における歯科技工士の位置づけとともに検討すべきである。患者との対面行為等も含めた歯科技工士の業務範囲の拡大などの議論とあわせて、保険制度においても歯科技工所が直接に保険請求する制度の可能性も含めて検討するよう求める。

③歯科医師と歯科技工士への「7:3」の周知・啓蒙をただちに進めること

ルールの確立を進めつつ、当面の対応として、すでに示されている「7:3」の配分割合を歯科医師・歯科技工士に周知・啓蒙していくことは可能である。厚労省として「製作技術料」と「製作管理料」に相当する保険点数をそれぞれ明示するなど、歯科医師・歯科技工士の双方が「7:3」についての理解と意識を高める手立てをただちに取ることを求める。

以上